

第二種 特定鳥獣(イノシシ)管理計画 (第5期)

平成29年4月

佐 賀 県

目 次

- 1 計画策定の目的及び背景…………… P 1
- 2 管理すべき鳥獣の種類…………… P 1
- 3 計画の期間…………… P 1
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域…………… P 1
- 5 第二種特定鳥獣の管理の目標…………… P 1
 - (1) 現状…………… P 1
 - (2) 管理の目標…………… P 5
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方…………… P 6
- 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項…………… P 6
 - (1) 捕獲計画…………… P 6
 - (2) 捕獲数管理…………… P 9
- 7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項…………… P 9
- 8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項…………… P 9
 - (1) 被害防止対策…………… P 9
 - (2) モニタリング等の調査研究…………… P 10
 - (3) 計画の実施体制…………… P 10

1 計画策定の目的及び背景

本県におけるイノシシは、昭和40年代前半まで、多良山系にのみ分布していたが、昭和40年代後半以降、福岡県筑紫山地を経て、脊振山系に出現し、その後、県西部へ分布が広がっていった。

イノシシの生息域の拡大とともに農作物等被害が増加し、県内の平坦地を除く県内全域で生息が確認され、中山間地域を中心に農林業経営に深刻な打撃を与えてきた。

このような状況からイノシシによる被害軽減を図るため、平成15年3月に第1期佐賀県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を、また、平成19年3月には第2期計画、平成24年3月には第3期計画、平成27年5月には第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第4期）を策定し、棲み分け対策を始め、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵設置や捕獲対策の強化など総合的に被害防止対策を実施してきた。

その結果、県全体では農作物の被害額は減少傾向となっているものの、侵入防止対策等が遅れた地域など被害が増加している集落もあり、また、人家近くにまで出没し人的被害が発生するなど、農作物等被害のみにとどまらず、県民生活にも直接的な影響が生じている。

このため、中山間地域や離島などでは、イノシシによる農作物等被害の実情を踏まえ、引き続き捕獲や被害防止対策等を講じ、イノシシによる農作物等への被害の軽減とイノシシの個体数管理を図ることを目的として、佐賀県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第5期）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）
（第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

① 生息環境

（ア）地形

本県は、九州北部に位置し、北は玄界灘、南は有明海に面しており、県南部は河川の沖積作用と、有明海の干満による泥土の供給によって形成された佐賀平野が広がっているが、県北部は大小の山塊が群立し、丘陵状の景観を形成している。

また、県土の7割近くが標高200m未満であり、低標高域が広く存在していることから、傾斜の緩やかな丘陵地で里山を好むイノシシの生息環境に適合している。

（イ）気候

本県の気候は、北部が日本海型気候区、南部が内陸型気候区に属している。日本海型気候

区は、九州では最も寒冷で、冬季に曇天が多く、年間降水量も比較的少ない。内陸型気候区は、気温の日較差、年較差が共に大きく、日照時間が比較的長い。このため、本県の気候特性として、九州の中では比較的寒冷乾燥であるが、積雪が少ないことから、イノシシの生息環境に適合している。

(ウ) 土地利用状況

中山間地域や離島などの耕作放棄地は、イノシシの休息・隠れ場所、採食地、泥浴び場となるなど、絶好の生息地となっており、耕作放棄地の増加は、イノシシの分布拡大や生息数増加の大きな原因と考えられる。

② 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) イノシシの生態

日本に生息するイノシシは、ニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2つの亜種に分けられ、県内ではニホンイノシシのみが生息している。

イノシシは雑食性であり、新葉・地下茎や根、地上に落ちたドングリなどの植物質、トカゲやカエルなどの動物質を食べるが、大部分は植物質に偏っている。

イノシシは成長が早く、殆どが2歳で初産を迎え、成熟したメスは春に4～5頭の子を産む。希に秋子も見られるが、その多くは春に出産に失敗した個体である。

(イ) 分布状況

九州北部におけるイノシシは明治時代以前から大正時代にかけて絶滅した地域が多く、県内では多良山系にのみ分布していた。

昭和40年代後半から福岡県筑紫山地を経て福岡県境の県東部から県西部に次第に分布を広げていき、現在は平坦地を除く県内全域で生息が確認されている。

(ウ) 生息数の動向

イノシシの分布域の拡大、捕獲数の増加、被害の発生がみられるものの、有効な調査方法が確立されておらず、生息数の把握は困難である。

(エ) 捕獲状況

捕獲数を表-1に、狩猟における手法別捕獲数を表-2に示した。

表-1 捕獲数の推移

(単位：頭)

年 度	平成 14 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
狩 猟	4,217	7,389	6,313	5,628	4,676	4,393	4,364
(割合)	(40%)	(28%)	(30%)	(27%)	(20%)	(20%)	(17%)
有害捕獲	6,458	18,627	14,581	15,586	18,140	17,404	20,993
(割合)	(60%)	(72%)	(70%)	(73%)	(80%)	(80%)	(83%)
計	10,675	26,016	20,894	21,214	22,816	21,797	25,357

(資料：鳥獣関係統計)

イノシシの捕獲数は、昭和 62 年度には 780 頭であったものが、年々増加し、平成 14 年度に初めて 10,000 頭、平成 22 年度以降は 20,000 頭を超えるようになり、平成 27 年度は 25,357 頭が捕獲されている。特に、有害捕獲（個体数調整を含む）による捕獲数は平成 22 年度以降、急激に増加し、平成 27 年度は 20,993 頭が捕獲されている。

表－2 狩猟における猟具別捕獲数の推移 (単位:頭)

年 度	平成 14	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
ワナ(網・わな)	3,160	5,513	4,525	3,831	3,367	3,124	3,243
(割合)	(75%)	(75%)	(72%)	(68%)	(72%)	(71%)	(74%)
銃器(第 1、第 2 種)	1,057	1,876	1,788	1,797	1,309	1,269	1,121
(割合)	(25%)	(25%)	(28%)	(32%)	(28%)	(29%)	(26%)
計	4,217	7,389	6,313	5,628	4,676	4,393	4,364

(資料：鳥獣関係統計)

猟具別の捕獲数でみると、わな猟では平成 14 年度の捕獲数が 3,160 頭（全体の 75%）であったものが、狩猟による捕獲数が最も多かった平成 22 年度には 5,513 頭（全体の 75%）まで増加したのち、ここ最近の 5 年間では 3～4 千頭（全体の 70%前後）で推移している。

また、銃器でも、平成 14 年度の捕獲数が 1,057 頭（全体の 25%）であったものが、平成 22 年度には 1,876 頭（全体の 25%）まで増加したのち、ここ 5 年間は減少傾向にある。

③被害の状況及び被害対策の実施状況

(ア)被害状況

イノシシによる農作物等被害は表－3 のとおりである。

表－3 農作物等被害の推移 (単位:十万円、h a)

年度	平成 6	平成 14	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	
被害金額	2,384	4,169	1,571	1,291	1,102	1,166	1,102	(100%)
水 稻	1,348	1,513	1,042	731	552	640	656	(60%)
果 樹	773	1,694	288	285	308	289	254	(23%)
野 菜	44	223	26	32	35	68	68	(6%)
その他	219	739	214	243	207	169	124	(11%)
被害面積	930.2	873.0	686.7	308.0	260.7	269.0	231.1	(100%)
水 稻	531.3	364.3	286.3	144.1	111.4	136.2	115.3	(50%)
果 樹	290.8	321.7	122.4	37.6	36.6	39.6	34.9	(15%)
野 菜	14.5	45.2	16.8	30.9	30.9	20.9	22.4	(10%)
その他	93.6	141.8	261.2	95.4	81.8	72.3	58.5	(25%)

(県生産者支援課調べ)

イノシシの分布拡大や生息数の増加の要因と考えられる耕作放棄地が昭和 50 年代頃から増加するとともに、イノシシの生息地域の拡大に伴い農作物等被害金額も増加し、ピーク時の平成 14 年度の被害金額は約 4 億 2 千万円となった。近年は侵入防止対策や捕獲対策の実施などにより、県全体の被害額は徐々に減少しているものの、対策が十分でない地域等では依然として被害が発生している。

被害金額の大きい作物を平成 27 年度でみると、水稻が約 6 千 6 百万円（60%）、ミカン・ナシ等の果樹が約 2 千 5 百万円（23%）となっており、この 2 種類で被害総額の 8 割を占めている。

また、近年では、住宅地や市街地での出没も見られることから、引き続き総合的なイノシシ対策の実施が必要な状況である

(イ)被害対策の実施状況

これまで県では、イノシシによる農林業被害対策として、県内に設置されている広域駆除対策協議会が実施する侵入防止及び捕獲事業に対し補助を行うなど、被害軽減に努めてきた。

- ・侵入防止対策・・・ワイヤーメッシュ、電気柵設置への補助
- ・捕獲対策・・・捕獲委託費、箱わな設置、くくりわな設置、捕獲報償金等への補助

表－4 年度別補助事業実施状況の推移

(単位：千円)

区分	内 容	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
国庫	捕獲報償金 (頭数)			※15,919	※16,147	19,093
	電気柵 (セット)	1,055	563	303	330	194
	ワイヤーメッシュ柵 (km)	892	566	396	358	239
	わなの導入 (台) (箱わな・くくりわな)	780	498	527	493	484
	補助金交付金額 (千円)	706,337	346,970	※346,315	※411,525	251,467
県単	捕獲報償金 (頭数)	12,346	13,851	12,990	12,854	17,359
	電気柵 (セット)		28	107	63	78
	ワイヤーメッシュ柵 (離島) (km)			4	5	7
	補助金交付額 (千円)	34,067	38,623	41,407	42,502	55,707
補助金交付額合計 (千円)		740,404	385,593	387,722	454,027	307,174

(国庫：鳥獣被害防止総合支援事業実績、県単：イノシシ等被害防止対策事業費補助金実績)

※平成 25、26 年度の国庫事業については、基金事業分も含む

このような補助事業の実施や狩猟期間の延長により、イノシシの捕獲数は増加しているものの、いまだ被害金額は高い水準にあり、今後とも広域駆除対策協議会と連携し、被害防止対策の更なる強化を図る必要がある。

④狩猟者の状況

佐賀県における狩猟者登録や狩猟免許所持の状況は、表－5、表－6、表－7のとおりである。

表－5 狩猟者登録数の推移

(単位:人)

年度	平成6年	平成14年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
わな(網・わな)	305	526	808	779	767	798	773
うち県内者	297	504	783	757	745	780	757
(割合)	97%	96%	97%	97%	97%	98%	98%
銃器(第1・2種)	1,683	1,332	780	718	672	653	632
うち県内者	1,258	973	573	524	503	478	458
(割合)	75%	73%	73%	73%	75%	73%	72%
計	1,988	1,858	1,588	1,497	1,439	1,451	1,405
うち県内者	1,555	1,477	1,356	1,281	1,248	1,258	1,215
(割合)	78%	79%	85%	86%	87%	87%	86%

(資料:鳥獣関係統計)

表－6 佐賀県内の狩猟免許所持者数の推移

(単位:人)

年度	平成6年	平成14年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
わな(網・わな)	487	694	1,169	1,100	1,104	1,139	1,102
うち登録者	297	504	783	757	745	780	757
(割合)	61%	73%	67%	69%	67%	68%	69%
銃器(第1・2種)	1,454	1,181	768	637	624	626	545
うち登録者	1,258	973	573	524	503	478	458
(割合)	87%	82%	75%	82%	81%	76%	84%
計	1,941	1,875	1,937	1,737	1,728	1,765	1,647
うち登録者	1,555	1,477	1,356	1,281	1,248	1,258	1,215
(割合)	80%	79%	70%	74%	72%	71%	74%

(資料:鳥獣関係統計)

表－7 狩猟免許所持者に占める60歳以上の割合

(単位:人)

年度	平成6年	平成14年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
免許所持者数	1,941	1,875	1,937	1,737	1,728	1,765	1,647
60才以上の割合	27%	47%	65%	65%	67%	67%	67%

(資料:鳥獣関係統計)

狩猟免許所持者数のうち、銃猟の免許所持者数は減少しているものの、イノシシ捕獲の中心である「わな」の免許所持者数はここ数年1,000～1,100人で推移しており、平成22年度以降のイノシシ捕獲数は毎年2万頭以上を維持している。

一方、狩猟免許所持者の年齢構成をみると、60歳以上の割合が平成17年度は51%であったのが、平成28年度では67%まで割合が増加しており、狩猟免許所持者の高齢化が、年々進んでいる。

県内の有害捕獲はわなによるイノシシの捕獲が主体であることから、わな猟免許所持者数

が横ばいである中では、今すぐ有害捕獲に影響を及ぼす状況ではないが、わなによる有害捕獲については、わなの設置からえさやり、見回り、捕獲後の埋設処理、わなの撤去などはわな猟免許所持者が行うこととされており、狩猟免許所持者の高齢化に伴い、だんだんと負担が大きくなってきている。

このようなことから、被害を受けている農林業者自らが捕獲する『自衛捕獲』や、「わな猟免許所持者」と、わなの設置、えさやり、見回り、捕獲した個体の処分などの補助を行う「補助者」で構成する『捕獲班』を育成することにより、わな猟免許所持者の負担を減らし、将来に向けた地域の有害捕獲体制を整備していく必要がある。

また、地域で捕獲者を確保できないところが出てきた場合には、各市町に設置されている鳥獣被害対策実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の活用）などによる有害捕獲の実施を検討する必要がある。

(2) 管理の目標

① 管理地域区分

管理の単位は、地域個体群で行うのが基本であるが、イノシシの場合には県内の分布が連続しており、被害も市街地を除き全県下に及んでいることから、地域個体群の区分は設定しない。

② 管理目標

現時点では、生息密度や個体数の推移を正確に把握する方法がないことから、個体数を管理目標にするのではなく、農作物等被害金額を8千万円以下に抑えることを管理目標とし、イノシシ個体数の管理を行う。

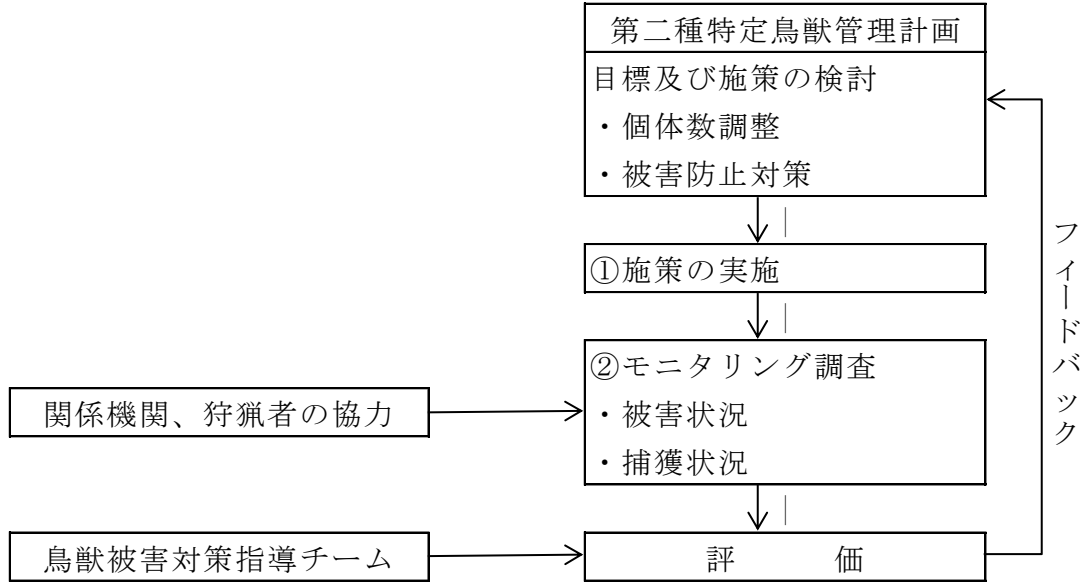
平成 23～27 年度までの5年間は平均すると年間約2万2千頭のイノシシを捕獲しており、平成 27 年度の農作物等被害金額は、前計画の目標（イノシシの農作物等被害金額を1億円以下）に近い約1億1千万円となり一定の効果が生じていることから、今後も捕獲圧（年間2万頭以上の捕獲）を維持していく必要がある。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の項目を実施する。

- ① 第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実施
- ② 被害状況、捕獲状況などのモニタリングの実施
- ③ モニタリング調査結果を関係団体、庁内各課で構成される「鳥獣被害対策指導チーム」において評価
- ④ 評価結果を第二種特定鳥獣管理計画に反映
- ⑤ 捕獲による個体数の調整によって被害低減の効果が見込まれるような地域では、自衛捕獲や捕獲班の育成を進める。その地域内で狩猟者が確保できない地域（離島など）においては、各市町の鳥獣被害実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の実施）による捕獲の実施を検討。

[第二種特定鳥獣管理体制]



6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

① 狩猟期間等

表－8 平成25年度の狩猟者登録数の県内外者数

(単位:人)

項目	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
狩猟者登録数	2,885	1,334	1,263	3,250	4,457	4,469	4,648
うち県内者数	2,824	1,143	1,146	2,953	4,188	4,392	4,542
うち県外者数	61	191	117	297	269	77	106
県外者の 占める割合	2%	14%	9%	9%	6%	2%	2%

(資料:鳥獣関係統計)

狩猟者登録数の減少は、全国的な傾向であるが、特に本県の特徴としては県外からの狩猟者登録数が多く、九州各県の中では最も高い比率となっている。

(参考)平成25年度の九州各県イノシシ捕獲数

(単位:頭)

項目	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
イノシシ捕獲数	21,940	22,816	33,149	25,042	24,989	17,704	16,678
うち狩猟	9,185	4,676	1,360	9,598	9,979	8,536	7,165
うち有害捕獲	12,755	18,140	31,789	15,444	15,010	9,168	9,513
狩猟の 占める割合	42%	20%	4%	38%	40%	48%	43%

(資料:鳥獣関係統計)

表－9 狩猟期間延長に伴う狩猟によるイノシシの捕獲頭数の推移

(単位：頭)

期間	平 11～14	平 15～18 【第 1 期】	平 19～23 【第 2 期】	平 24～28 【第 3、4 期】
猟期	11/15～2/15	11/15～3/15	11/1～3/31 ※ 11/1～11/14、3/16～3/31 の期間は箱わなに限る（銃器は止めさしの使用に限る）	11/1～3/31 ※ 11/1～11/14、3/16～3/31 の期間は箱わなに限る（銃器は止めさしの使用に限る）
期間の 平均値	3,500 (100)	5,545 (158)	6,414 (183)	4,765 (136)

() 内は H11～14 を 100 とした数値

また、狩猟によるイノシシの捕獲頭数は、イノシシの狩猟期間を延長する以前（平成 14 年度以前）と比べてみると、第 1 期から第 4 期まですべての策定期間中に捕獲数の増加はみられることから、狩猟期間の延長による効果は認められる。

よって、第 5 期においても、管理目標を達成するため、第 4 期に引き続き狩猟期間を延長するなど、次の施策を実施する。

○イノシシの狩猟期間を 1 ヶ月間延長し、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする。

ただし、「イノシシを箱わなで捕獲する猟法」及び「当該箱わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限っては、上記期間の前 14 日間、後 16 日間をさらに延長する。

(箱わな及び止めさしのための銃器の使用に限り狩猟期間は、11 月 1 日から 3 月 31 日までとする。)

○イノシシを捕獲する目的で使用するくくりわなに限り、輪の直径が 12 センチメートル以内とする制限を解除する。

②数の調整に関する許可基準

ア. 許可権限の市町への委譲

イノシシによる被害に対し地域の状況に応じた効率的な対応を図る上から、捕獲の許可権限を市町長に委譲し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」及び本計画等に従って適切な事務の遂行がなされるよう助言する。

イ. 許可対象者

市町、環境大臣の定める法人、被害等を受けた者及び被害等を受けた者から依頼を受けた者

ウ. 捕獲従事者

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の有害鳥獣についての許可基準に準じる。(別添参照)
ただし、農林業者が自己の事業地の被害を防止するために、箱わなのみにより捕獲等を

行う場合は下記の条件を満たしている者とする。

1. 当該捕獲方法について、狩猟免許を有している者。
2. 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。
3. 狩猟者保険等に加入しており、捕獲の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

エ. 捕獲区域

捕獲区域は、必要かつ適切な区域とする。

ただし、農林業者が自己の事業地の被害を防止するために、箱わなのみにより捕獲等を行う場合は、被害地及び隣接地（大字の範囲内）の区域とする。

また、鳥獣保護区等の捕獲禁止場所での捕獲申請に対し、捕獲が必要と認められる場合は、捕獲区域に加えることができるものとする。

ただし、鳥獣保護区等の狩猟禁止場所での捕獲は、鳥獣の違法捕獲等地域住民から誤解を招かないように、捕獲の必要性や捕獲の実施方法等について十分に審査するなど適切に対応する。

オ. 捕獲期間

許可期間は、1年以内とし、イノシシが農作物等に被害を与える時期を考慮して、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。

ただし、前記のただし書き同様、狩猟期間及び狩猟期間前後15日間の捕獲は、狩猟期間中は一般の狩猟と、またその前後15日間の場合は、狩猟期間の延長と誤認される恐れがあるので、許可を出した者と許可を受けた者は捕獲区域の周辺住民等関係者へ捕獲の実施を周知する等、適切な対応を行うものとする。

カ. 捕獲許可数

捕獲従事者数及び捕獲頭数は、イノシシの生息状況や被害の程度などを考慮して決定する。

キ. 捕獲方法及び猟具

前記のウの条件を満たした者の捕獲の方法及び猟具は、法第2条6項によるものとし、関係法令等に違反することがないようにする。

ただし、猟具としてくくりわなを使用する場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、締付け防止金具及びよりもどしを装着する。

また、猟具として空気銃を使用する場合は、止めさしに限るものとする。

ク. 猟具への表示義務等

使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、連絡先、捕獲許可期間その他環境省令で定める事項を表示するなど、関係法令等を遵守する。

(2) 捕獲数管理

① 狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態(捕獲場所、頭数等)を調査する。

② 個体数調整による捕獲数の把握

市町等の協力を得て、数の調整のための捕獲実態(捕獲場所、頭数等)を調査する。

7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項

イノシシ管理の最も大きな課題は、農地周辺の環境管理である。特に被害の激しい中山間地域では耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足により、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供していることから、耕作地の周辺にある耕作放棄地や果樹園の管理・利用方法について啓発を行う。

また、鳥獣保護区や休猟区の指定については、被害等の状況に応じて柔軟に対応していく。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

(1) 被害防止対策

農林作物被害を減少させるためには、捕獲と併せてイノシシを寄せ付けない地域ぐるみでの総合的な取組みが重要であることから、

① 侵入防止柵の設置等による被害防除の強化

- ・ 補助（国庫・県単）事業等を活用したワイヤーメッシュや電気牧柵等の侵入防止柵の設置及び適正な管理

② 広域捕獲活動の推進

- ・ 県内に設置されている「有害鳥獣広域駆除対策協議会」に対する助成（捕獲報償金など）
- ・ 佐賀県、福岡県、長崎県の3県で組織する「北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議」での、一斉捕獲の実施や被害及び捕獲状況等の情報交換

③ イノシシの生態等に応じた適切な被害防止対策の習得

- ・ 市町職員や農協職員、猟友会員、農業改良普及指導員などを対象とした農家等に被害防止対策を指導する鳥獣被害対策指導員の育成
- ・ 被害農家等を対象とした講習会、座談会の実施
- ・ 不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置等の餌付け行為の防止

④ 捕獲従事者の確保

- ・ 被害農家が自らイノシシを捕獲が出来る体制の整備及び育成
- ・ 狩猟免許試験の休日実施による免許取得機会の拡大
- ・ 捕獲従事者の技能向上のための講習会の実施

⑤ 捕獲したイノシシの有効活用

- ・ イノシシの解体・食肉処理技術の向上

⑥ 耕作放棄地の発生防止

- ・ 担い手が少ない地域における農作業受託組織の育成
- ・ 農作業を容易にするための簡易な生産基盤の整備
- ・ 耕作放棄地での牛などの家畜の放牧の実施

⑦ 効果的な被害防止対策に関する情報の収集及び研究

- ・ 県庁内関係課及び農業団体で構成する「鳥獣被害対策指導チーム」で被害防止対策等の検討
- ・ 被害防止対策の先進事例の収集等

など、市町等関係機関、農林業関係者、狩猟関係者等と総合的かつ効果的な被害防止対策を図ることとする。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは第二種特定鳥獣管理計画へフィードバックするための資料を得るものであり、管理に必要な作業である。イノシシの管理については、捕獲頭数及び農作物被害金額等について調査を実施し、データの収集を行うものとする。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画の実施体制

① 「鳥獣被害対策指導チーム」

第二種特定鳥獣管理計画の進捗状況について検討・評価する。

② 有害鳥獣広域駆除対策協議会との連絡調整

第二種特定鳥獣管理計画に基づきより効果的な対策を行うため、広域駆除対策協議会の意見や要望を聞きながら対策を進める。

③ 関係県との連絡調整

本県と隣接する福岡県及び長崎県で開催している、「北部九州3県有害鳥獣広域駆除会議」において分布状況、被害状況、捕獲数管理に関する情報の交換や連絡調整及び対策の検討を行う。

(参照)

【第12次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）】

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針 【略】

2) 許可基準

(ア) 捕獲等又は採取等の従事者

(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する (B) ~ (E) 以外の場合、次の要件を満たす者とする。

(a) 狩猟免許を有する者で、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。

(b) 捕獲等又は採取等の趣旨を理解し、積極的な協力が得られる技能熟練者で、過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。

(c) 狩猟者保険等に加入しており、捕獲等又は採取等の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

(d) 銃器による捕獲等を行う場合は、捕獲班（2名以上をもって小班とする。）を編成して団体で実施するものとし、捕獲班長の指揮のもとに捕獲等に従事できる者。ただし、次の場合はこの限りではない。

(i) くくりわな等の猟具に鳥獣がかかっており、猟具を仕掛けた捕獲従事者の同意と銃器の使用に当たっての安全性が確保されて、止めさしを行う場合

(ii) 鳥獣が突然民家周辺に出没するなどして、人身に危険を及ぼす恐れがあるなど、緊急避難的に捕獲を実施する必要がある場合

(e) 佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(i) カワラバト（ドバト）等による生活環境に係る被害のため捕獲等又は採取等の専門業者が依頼を受けて行う場合

(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係する猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場合

(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被害を受けた者が捕獲等

又は採取等を行う場合

- (B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受けている者の住宅等敷地又はビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト（ドバト）、カラス、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合、次の要件を満たす者とする。なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計が160cm以内のものとする。
- (a) 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。
- (C) 農林業に係る被害を防止するため、農林業者が自己の事業地内で囲いわなを用いて捕獲する場合、次の要件を満たす者とする。
- (a) 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。
 - (b) 狩猟者保険等に加入しており、捕獲等又は採取等の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。
- (D) 市町又は法人が捕獲許可の申請者であり、銃器を使用しない捕獲班を組織し、捕獲班内の従事者に狩猟免許所有者が含まれ、その狩猟免許所有者の補助としてのみ活動する者は、次の要件を満たす者とする。
- (a) 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。
 - (b) 許可申請者の市町又は法人が開催する捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等が確保されている者。
- (E) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者として、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事から認定を受けた者（認定鳥獣捕獲等事業者）。